

## 新潟県洋上風力発電導入研究会環境影響専門部会設置要綱

### (目的)

第1条 新潟県洋上風力発電導入研究会において検討する「風力発電に係るゾーニング」について、騒音、鳥類、景観等の環境影響を専門的に検討するため、同研究会に環境影響専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 部会は、新潟県環境影響評価審査会の委員のうちから知事が委嘱した者をもって構成する。

2 委員の任期は令和3年3月31日までとする。

3 部会に座長を置き、新潟県環境影響評価審査会の会長を充てる。

4 座長は、部会の議事を運営する。

5 座長は、必要があると認めたときは、あらかじめその職務を代理する委員を指名することができる。

### (運営)

第3条 部会は、県が必要に応じ開催する。

2 座長は、必要があると認めたときは、部会に委員以外の学識経験者等の出席を求め意見を聴くことができる。

3 座長は、必要があると認めたときは、部会に関係者の出席を求め、説明を求めることができる。

### (庶務)

第4条 部会の庶務は、産業労働部産業振興課及び県民生活・環境部環境企画課において処理する。

### (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会において定める。

### 附 則

この要綱は、令和元年7月17日から施行する。